

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

赤字決算法人の使途秘匿金

Q：法人が支出した使途秘匿金については、法人税の取扱いが厳しくなっていると聞きました。当社でも今年度使途秘匿金が100万円ありますが、赤字決算となる見通しです。この場合の使途秘匿金の取扱いを教えてください。

A：平成6年度の税制改正によって、法人が平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に使途秘匿金を支出した場合には、単に損金に算入しないばかりではなく、使途秘匿金の支出の額の40%の税率による法人税を通常の法人税に追加して課税される事になりました。この場合、赤字決算であっても使途秘匿金の支出の額の40%の税率による法人が課税されます。

追加課税の対象となる使途秘匿金とは、法人がした金銭の支出のうち、相当の理由がなく相手方の氏名などを帳簿書類に記載していないものをいい、金銭の支出には、贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引き渡しが含まれています。法人が金銭以外の資産を引き渡した場合の使途秘匿金の支出の額は、その引き渡しの時におけるその資産の価額とします。

ご相談の場合は、赤字決算となるそうですが使途秘匿金の額の40%相当額の100万円×40%=40万円の法人税が課税される事になります。

使途秘匿金にならないためには、金銭の支出をした相手先の住所・氏名を帳簿書類に記載して下さい。この帳簿書類には、領収書や請求書も含まれます。

